

・判事検事登用試験規則並びに弁護士試験規則改正の請願

願

〔明治四十二年二月〕

〔表紙〕

〔注記1〕

請願書

〔注記2〕

〔注記3〕

請願書

岡村輝彦等

文官高等試験規則判事検事登用試験規則並ニ弁護士試験規則ノ改正ヲ希望シ茲ニ敬虔ノ誠衷ヲ表シ謹テ請願書ヲ捧呈ス
 惟ミルニ高等文官判事検事並ニ弁護士ハ一國政務ノ中枢ナリ其任ニ適者ヲ得ルト否トハ洵ニ國運ノ盛衰ニ関ス而シテ之ヲ得ルト否トハ一ニ舉人制度ノ良否ニ繫ル前記三試験規則カ國運ノ消長ト相交渉スルノ密切ナルヤ知ルヘキナリ然而シテ現行試験規則ハ徒ラニ煩瑣ニ流レテ大綱ヲ逸シ形式ニ失シテ實質ヲ疎ンシ斗筭ノ才ヲ擧クルニ適シテ空シク巨器ヲ野ニ遺サントス其痛弊岡村輝彦等ノ雲煙ニ付シテ過眼スル能ハサル所ナリ痛弊トハ何ソ他ナシ前記各試験ヲ予備試験及ヒ本試験ノ二トナシ其予備試験ニ於テ中学卒業程度ノ文章及ヒ外國語ヲ課スルモノ其一ナ

リ蓋シ前記ノ試験ニ応スルモノハ多クハ中学卒業者ニシテ然ラサルモ是ト同等以上ノ程度ニ於テ普通学ノ素養ヲ有セサルハナシ而モ是等ノ徒ニ対シ漫ニ繁褥ヲ喜ンテ無用ノ試験ヲ課シ徒ニ精力ヲ銷磨セシメ氣魄ヲ滅却セシメテ願ミサラントス抑々百害アリテ一益ナシ是レ岡村輝彦等カ改正ヲ希望スル第一要点ナリ又前記試験規則中文官高等試験判事検事試験ノ二者ニアリテハ受験者ニ加フルニ中学卒業者タルヲ要ストノ制限ヲ以テス而シテ弁護士試験及ヒ外交官試験ノ二者ニ在リテハ此制限ナシ前者ト後者トノ間斯ノ差異ヲ認ムルノ理由果シテ何レニアリヤ苟モ兩者ノ実力ニシテ過不及ナクンハ則チ可ナラン今例令ハ篤学ノ士アリ能ク研修ノ功ヲ積ミ百科諸学通セサルモノナキニ当リ偶々不幸ニシテ富貴ナラサリシヲ以テ校門ニ出入スルヲ得ス從テ中学卒業證書ヲ有セサリシトセハ何故ニ時流ノ表ニ立ツ能ハサルカ区々形式ノ有無ニ依リテ人材ノ採否ヲ決セントス謬妄モ亦極マレリト謂フヘシ且ツヤ斯ノ如キ制度ハ之ヲ社会政策上ヨリ見ルモ輕々ニ看過スヘカラサル重要事案タラスンハアラス請フ見ヨ如今宇内ノ大勢ヲ貧富ノ差貴賤ノ別日二月ニ隔絶ヲ致シ將ニ燎原ノ勢ヲ示サントス此ノ時ニ当リ貧者ハ形式ヲ具備セサルノ結果トシテ偶々篤学有為ノ人タルニ拘ラス尚且要路ニ立ツヲ得ストセハ則チ恐ル貴者ハ飽迄貫クシテ賤者ハ愈々賤シク富者ハ独リ賢ニシテ貧者ハ長ヘニ愚ナラントス斯ノ如クンハ國家ノ中堅茲ニ岷ヒ立國ノ基礎岌々乎トシテ夫レ危カラン是レ岡村輝彦等カ前記試験規則ノ改正ヲ希望スル第二要点ナリ又判事検事登用試験ニアリテハ司法省指定ノ法学校ヲ卒業シ且ツ滿三年間法

〃 〃

内閣総理大臣侯爵 桂太郎殿

- 牧野 賤男 ①
- 加藤 悌次 ①
- 志賀 盛 ①
- 鈴木 徳太郎 ①
- 松本 郡太郎 ①
- 高野 栄次郎 ①
- 渡邊 輝之助 ①
- 磯部 四郎 ①
- 岩田 實 ①
- 鳥田 宅二郎 ①
- 瀬下 清通 ①
- 岡崎 正也 ①
- 渡邊 澄也 ①
- 佐々木 藤一郎 ①
- 曲木 如長 ①
- 横山 勝太郎 ①
- 江木 衷 ①
- 重野 久太郎 ①
- 木内 傳之助 ①
- 石山 弥平 ①
- 添田 増男 ①

〔注記1〕

〔大臣了ノ書記官長花押〕
(柴田)

〔注記2〕

〔江木(坂田)天岡〕
①/①/①

〔注記3〕

〔雜七二号〕

〔明治四十二年 公文雜纂
建議 卷三十四止〕
2A, 13, ①1138